法律に基づく「まん延防止等重点措置」適用に伴う日建連四国支部の事務局体制に関するお知らせ

2021 年 8 月 20 日 一般社団法人日本建設業連合会四国支部

今般、新型コロナウイルスによる感染者数の急速な拡大を受けて、政府対策本部から「まん延防止等重点措置」が8月20日から支部所在地の香川県高松市を対象に適用されました。

「まん延防止等重点措置」適用中、四国支部は以下の体制にて、業務を継続することといたしますので、お知らせいたします。

皆様には大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力の程、宜しくお願い致します。

1. 業務体制

- 1) 月曜日から金曜日の就業時間(9:00~17:30)に職員1名が交替制にて事務所に出 動し、主として、国土交通省など関係行政機関や会員企業等との連絡調整業務を 実施いたします。
- 2) 本体制は、同措置の適用が解除されるまでとします。
- 3) 出勤以外の職員ついては、原則、在宅勤務とします。

2. その他

- 1) 出勤者が電話、FAXに対応いたします。 また、在宅勤務中の職員への連絡も取り次ぎます。
- 2) 会員企業の皆様で、職員個々と直接連絡を取られる場合は、携帯電話等での連絡をお願いいたします。
- 3) なお、当支部の職員は、原則一日置きに出勤いたします。お時間を頂けるのであれば、担当職員からその際に対応させて頂きますので、ご協力願います。

【連絡先】

代表電話番号 (087-851-6969) 代表 FAX 番号(087-851-3176)